震災復興林業人材育成対策事業(継続)

【平成26年度予算額(復旧・復興対策)330,361(295,363)千円】

事業のポイント

- 〇被災者の円滑な就業を支援するため、新たに雇用した林業事業体による研 修等を支援します。
- 〇汚染状況重点調査地域における放射性物質の影響を考慮した森林整備に係 る作業システムの普及を推進します。

- <背景/課題>
 ・東日本大震災の被災地では、震災に伴い多数の離職者等が生じ、こうした方々に対 し、安定した就業先を確保することが喫緊の課題となっています。
 - ・原子力発電所事故に伴う汚染状況重点調査地域の森林において、森林施業を行う際 には、可能な限り放射線の影響を受けないようにすることが重要です。

- 政策目標

- ○平成26年度末までに100人の現場技能者を育成
- 〇平成26年度末までにより安全に森林施業を実施できる林業事業体を600事 業体確保
- 〇平成27年度末までに高性能林業機械を使用した素材生産量の割合を60%

<内容>

1. 人材育成対策事業

岩手、宮城、福島の3県において林業事業体が行う段階的かつ体系的な人材 育成を継続して支援するため、被災者を対象として、安全かつ効率的な作業を 行うための3年間の基本的な研修等のうち3年目に係る研修等の実施を支援し ます。

※研修生当たり月額9万円等×最大6ヶ月

2. 作業システム普及事業

汚染状況重点調査地域(岩手、宮城、福島県ほかで指定されている100市町村) において、以下の事業を実施します。

- ①当該地域において森林施業を行う作業員に対して、必要な知識を習得するための 講習を実施するとともに、必要となる機器の導入を支援
- ②放射線の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林業機械等のリー ス方式による導入を支援

<補助率>

1. 定額 2. ①定額、②定額(リース料の1/2)

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

- 平成23年度~26年度(4年間) 1.
- 2. ① 平成25年度~26年度(2年間)
- 2. ② 平成25年度~32年度(8年間)

[担当課:林野庁経営課]

震災復興林業人材育成対策事業(人材育成対策事業)

〇 被災地での課題

被災地では離職者等が増加しており、こうした方々の安定した就業先の 確保が必要

※被災3県での離職者数は15万人以上(前年比1.9倍、厚生労働省調べ)

復興基本方針



被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

復興対策



〇 林業分野の雇用の円滑化を支援

雇用対策

岩手、宮城、福島の3県において林業事業体が行う段階的かつ体系的な人材育成を継続して支援するため、被災者を対象として、安全かつ効率的な作業を行うための3年間の基本的な研修等の実施による新規就業者の育成(26年度当初予算では、当年度内の執行可能分として3年目研修の予算を要求)

〇 汚染状況重点調査地域における森林施業を支援

放射性物質の影響を考慮した森林施業に係る作業システムの普及および作業システムの構築に必要な高性能林業機械等の導入を支援し、安心して働ける職場環境を実現

産業の復興と一体となった対策により安定雇用を実現

〇 林業の再生

産業政策

- ・製材・合板工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築
- 未利用間伐材等の木質資源によるエネルギー供給

〇 事業のイメージ





①震災による失業

②相談会等でのマッチング





③研修での技能習得と林業への定着

目指す姿

- 〇地域の基幹産業としての 林業・木材産業の再生
- ○持続可能な林業経営・
 - エネルギー供給体制の構築
- 〇雇用対策による地域の 暮らしの再生



被災地復興への貢献

震災復興林業人材育成対策事業(作業システム普及事業)

原子力発電所事故由来の放射性物質による汚染地域において森林施業を行う際には、放射性物質の影響を極力受けないようにすることが重要。本事業においては、放射性物質の影響を考慮した森林施業に係る 作業システムの普及および作業システムの構築に必要な高性能林業機械等の導入を支援。

汚染状況重点調査地域

(H25.6.25現在、8県100市町村)



除染電離則の一部改正(H24年7月):伐採作業等を含む汚染土壌を取り扱う業務等について、様々な放射線障害防止対策等を講じることが定められた。

① 当該地域における森林施業に必要な作業システム習得のための講習等を実施





【うち高性能林業機械等の導入】について

- 〇汚染状況重点調査地域において、年間作業量の概ね1/2以上の事業を行う林業事業体等を対象とする。
- 〇リース物件価格及びリース諸費用の1/2以内を助成する。
- 〇新規事業採択はH25~27年度の3ヵ年間とし、
- 〇リース助成期間は3~5年とする。

リース助成例 (助成期間5年の場合)

